関東地域における畜産環境保全対策の推進状況

関東農政局 生産流通部 畜産課長 鹿又厳一

1. はじめに

1都9県を有する関東農政局管内では、関東平野を中心に90万5千haの耕地(平成9年、全国に 占めるシェア18.3%)が広がり、日本最大の人口集中地帯である首都圏を背後に各都県で立地条 件、自然条件等を活かした多様な農畜産業が展開されている。管内の農業粗生産額は25,076億 円(同25.1%)、畜産粗生産額は5,470億円(同20.4%)に上っている。

一方、地域社会の環境問題に対する住民意識や生活環境レベルは一般的に高く、畜産環境問題に関しては、きめ細かな対策、指導が必要となっている。

2. 関東管内の畜産環境の現状

(1) 家畜ふん尿処理状況

全国的に畜産経営の大規模、専業化が進む中で家畜ふん尿の発生の集中化、偏在化も進み、経営によってはその処理、利用に苦慮している事例がみられる。特に関東地域においては概して経営耕地面積が狭く、都市近郊には自給飼料基盤が脆弱な経営が多くみられる。こうしたなかで、都市化の進展に伴い畜産環境問題が早くから取り上げられ、家畜ふん尿対策は各都県において最重要課題として精力的に取り組まれてきたところである。

ふん尿処理施設は順次整備が進められているが、都県の報告によると乳用牛、豚を中心に野積み、素掘りといった不適切な管理が依然として存在している。

特に、閉鎖性水域である霞ヶ浦周辺や首都圏の水源地域における水質保全に関心が高まっており、こうした地域においては水質汚濁防止のための適切な家畜ふん尿処理が求められている。 (2)畜産環境問題の特徴

畜産環境問題に関する苦情発生状況を総件数に占める割合でみると、全国では悪臭関連 (61.4%)が最も高く、次いで水質汚濁関連(33.8%)、害虫関連(11.8%)の順であるのに対し、関 東地域では悪臭関連に次いで害虫関連、水質汚濁関連の順になっているのが特徴的である。

家畜の種類別にみた苦情発生率は、全国に比べ養鶏経営において若干高い傾向がみられる。 畜種別の苦情内容をみると、全国的にはいずれの畜種でも悪臭関連の発生率が最も高いのに比 べ、関東地域では養鶏経営において害虫関連(5.2%)の発生率が最も高くなっている。(表1参照) こうした背景として、関東地域は採卵鶏飼養戸数が全国の27%を占め最も多い地域であること などが要因となっていると考えられる。

畜	種	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	その他	計	構成比		
農家戸数(戸)		9410	9320	4290	2140	1150	РΙ	(%)		
苦情発生	悪臭関連	221 (2.3)	28(0.3)	174(4.1)	68(3.2)	13(1.1)	504	55.5		
件数(件)	水質汚濁関連	52(0.6)	6(0.1)	71(1.7)	10(0.5)	0(0.0)	139	15.3		
発生率	害虫関連	58(0.6)	8(0.1)	26(0.6)	111(5.2)	2(0.2)	205	22.6		
(%)	その他	28(0.3)	4(0.0)	13(0.3)	10(0.5)	5(0.4)	60	6.6		

表1関東管内における畜産に係る苦情発生状況(平成9年度)

注:苦情発生率=苦情件数/農家戸数

3. 環境保全対策の推進状況

(1) 家畜排せつ物処理施設等の整備(ハード面)

比較的規模の大きな家畜排せつ物処理施設の整備は、国の一般予算補助事業である環境保全型畜産確立対策事業(非公共事業:共同利用施設が対象)及び畜産環境整備事業(公共事業:環元用草地等との一体的に整備が必要)等を中心に整備が進められている。

近年では対策の緊急性等を鑑みて県や市町村で国の補助に上乗せを実施している例が多い。 また、市町村の単独事業での整備も行われている。いずれも、畜産環境対策予算の拡充もあり畜 産環境保全施設の整備は着実に進んでいる。(表2参照) 表2 環境保全型畜産確立対策事業による家畜排せつ物処理施設整備カ所数の推移(関東管内)

年	度	平成7年度	8	9	10	備	考
整備	力所数	14	29	30	50	10年度は補正	予算分を含む

この他に個人利用の処理施設に対しては(財)畜産環境整備機構が実施する畜産環境整備リース事業や諸種の制度資金の利用による整備が積極的に進められている。

(2)リサイクルシステムの構築(ソフト面)

家畜ふん尿処理においては、施設・機械等ハード面の整備のみならずそれらを活用したリサイクルシステムの構築が不可欠である。こうしたソフト面の推進は上記ハード事業と一体的にソフト事業として仕組まれ推進されている。近年では、生ごみ等を地域有機資源として位置づけ、堆きゅう肥として有効利用を図る取り組みが東京都をはじめいくつかの都市で始まっている。

また、関東農政局のとり組みとして、①持続性の高い農業推進対策として持続性の高い生産方式の定着・普及、家畜ふん尿や食品残さ等のリサイクルシステムの構築及び有機農産物の認証と表示の適正化等を支援するための情報収集・提供、検討会の開催、②(財)畜産環境整備機構と共催による「環境保全型畜産確立シンポジウム」を開催している。

4. 都県の特徴的な動き(「平成10年度関東地域環境保全型畜産確立シンポジウム」配付資料より)

(1)東京都における有機資源リサイクルのとり組み

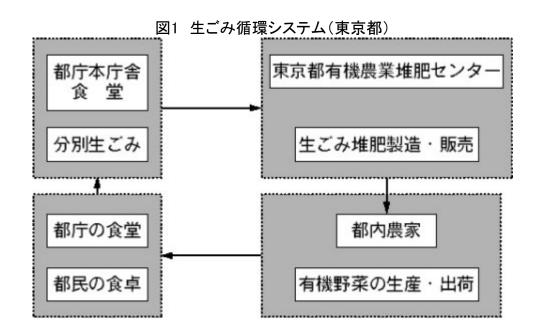
①生ゴミ循環システムの流れ

都庁本庁舎等からでる生ごみを堆肥化し、出来た堆肥は都内農家に有償で供給する。 そこで生産された有機野菜の一部を都庁本庁舎の食堂の食材として使用する。

②事業主体及びプラント設置場所

この都庁生ごみ堆肥化事業は、財団法人東京都農林水産振興財団が都の委託を受けて実施する。プラントについては、都が有機農業を推進するために平成6年度に設置した同じく財団が管理運営している「東京都有機農業堆肥センター」内に併設する。

③これまでのところ試験的なとり組み段階であるが、一定の成果が得られている。今後は農業試験場を中心に生ゴミ堆肥の安全性や実用性を実証し、栽培マニュアル等を作成した後本格的に農家へ供給する予定である。(図1参照)



(2) 千葉県における堆きゅう肥利用促進ネットワークシステム

- ①本システムは、千葉県の農林部関係機関を結ぶコンピュータネットワークである「千葉県 農林業情報システム」を通じて堆きゅう肥情報を提供することにより、堆きゅう肥の適正利 用、流通促進を通じ、「土づくり」による環境保全型農業の推進を図るものである。
- ②畜産農家が支庁産業課を通じて加入登録をすると、堆きゅう肥が県農業化学検査所に送られ、分析結果が畜産農家にフィードバックされるとともに堆きゅう肥の生産状況とともにネットワーク上で提供される。(図2参照)

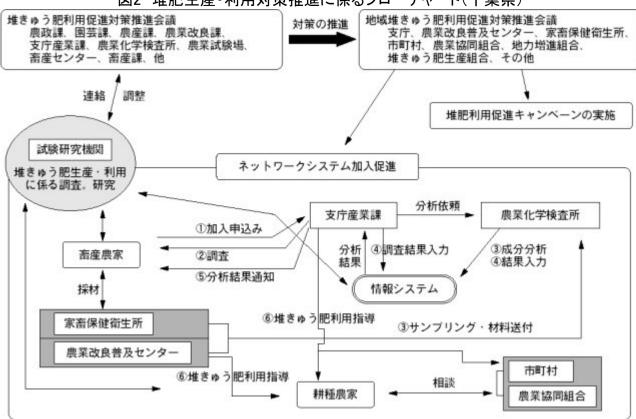


図2 堆肥生産・利用対策推進に係るフローチャート(千葉県)